

## 医療デザイン研究センター利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、医療デザイン研究センター（以下「センター」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 名古屋市立大学医療デザイン研究開発機構（以下「機構」という。）規約第4条第1号に規定される本会員
- (2) 機構規約第4条第2号に規定される賛助会員
- (3) 機構規約第4条第3号及び4号に規定される会員
- (4) 本学教職員
- (5) 本学研究員、大学院生及び学生（以下「学生等」という。）
- (6) 本学と受託研究又は共同研究の契約締結をしている者
- (7) 学外者のうち、本学教職員の責任による紹介があった者
- (8) その他医療デザイン研究センター長（以下「センター長」という。）又は医療デザイン研究開発機構長（以下「機構長」という。）が特に認めた者

2 学生等が利用する場合には、指導する本学教職員（以下「指導者」という。）の許可を得て利用するものとする。

(利用目的)

第3条 センターの利用目的は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研究・開発事業の推進
- (2) 研修会、ワークショップ等の開催
- (3) コンサルティング及び製品開発支援
- (4) その他センター長が適当と認める場合

2 センター長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を認めない。

- (1) 本学の研究及び教育活動に支障が生ずると認められる場合
- (2) センターの運営に支障が生ずると認められる場合
- (3) その他センターの使用が不適當と認めた場合

(利用可能日時)

第4条 センターは、次の各号に掲げる日を除く午前9時から午後5時30分（以下「利用可能日時」という。）まで利用することができる。ただし、利用申請をする利用代表者（以下「申請者」という。）の責任者が本学教職員であって、事前に許可を得た場合は、この限りではない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) その他センター長が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、センター長が保守管理等のために指定した時間は利用できない。

(利用申請)

第5条 申請者は、原則として1か月前（センター休業日を除く）までに、センター長を通じ、医療デザイン研究センター利用申請書（以下「利用申請書」という。）（第1号様式）により、理事長に申請しなければならない。

(利用許可)

第6条 センター長は、前条の申請につき、理事長が許可したときは、医療デザイン研究センター利用許可書（第2号様式）により、その旨を通知する。

2 センター長は、前項の利用許可において必要があると認めるときは、使用条件等を付することができる。

3 申請者は、利用許可後、利用日時等を変更するときは、速やかにセンターに連絡のうえ、前条に規定する申請を再度行わなければならない。

(利用方法)

第7条 利用方法は、次の各号に定めるものとする。

(1) 利用許可の日時が第4条第1項に規定する利用可能日時の場合、申請者は、利用の際に、センターにて利用許可書を提示する。

(2) 利用許可の日時が第4条第1項に規定する利用可能日時以外の場合、申請者は、利用の際に、名古屋市立大学病院内防災センター（以下、「防災センター」という。）にて利用許可書を提示し、鍵の貸出を受け、申請者が解錠する。また、利用終了後は、施錠をし、防災センターに返却する。

(3) 申請者は、センター入室時と退室時にセンターに備え付けの利用簿に所定の事項を記載しなければならない。

(4) センターの機器及び施設の利用に関しては、申請者、利用者及び指導者（以下「申請者等」）が責任を持つものとする。

(5) 申請者は、消耗品の使用を伴う利用に関しては、消耗品に関する費用の実費相当額を納付し、センターが提供する消耗品を使用する。ただし、申請者が購入し、使用する場合はこの限りではない。また、使用した消耗品の廃棄は、申請者等が、センター長の指示に従い、責任をもって行わなければならない。

(6) 原則として機器の貸し出しは行わない。

(遵守事項)

第8条 第6条の規定により利用を許可された申請者等は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、センター長及びセンター職員の指示に従わなければならない。

(1) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持、災害防止及び設備の保全に努めるとともに、他の者等の学習を阻害しないよう配慮すること。

(2) 機器及び施設は、丁寧に取り扱い、許可された目的以外の用途に利用しないこと。

(3) 利用を許可された者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。

(4) 利用後は、原状回復するとともに、機器の電源管理、消灯、空調機器の停止、施錠及び鍵の返却を行うこと。

- (5) 利用時間を厳守すること。
- (6) センター長が特に認めた場合を除き、飲食をしないこと。
- (7) 貴重品及び金銭等の管理は申請者等各自が責任をもって管理すること。
- (8) その他センター長の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第9条 センター長は、申請者等が前条の規定に違反したときは、利用許可を取消し、若しくは利用の停止を命じ、又は以後の利用を許可しないことができる。

- 2 センター長は、前項に定めるもののほか、本学において必要が生じたときは、利用条件を変更し、又は利用許可を取り消すことができる。

(損害の弁償)

第10条 申請者等は、センターの機器及び施設に滅失、破損等の損害（以下「損害」という。）を与えた場合は、速やかにセンター長に報告し、指示を受けなければならない。

- 2 申請者等の故意又は重大な過失による場合は、その損害を弁償しなければならない。  
(会議室の利用に関する料金の徴収)

第11条 申請者は、施設の利用に関し、公立大学法人名古屋市立大学固定資産等管理規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第134号）及び公立大学法人名古屋市立大学不動産貸付細則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第135号）に掲げる貸付料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項に掲げる者（同項第2号、第6号及び第7号に掲げる者を除く。）が申請する場合は、無償とすることができる。
- 3 申請者は、第1項に規定する費用について、理事長の指定する期日までに、理事長の指定する方法にて、納付しなければならない。

(機器等の利用に関する料金の徴収)

第12条 申請者は、センターが保有する機器等の利用に関し、別表に定める費用を納付しなければならない。

- 2 申請者は、第1項に規定する費用について、理事長の指定する期日までに、理事長の指定する方法にて納付しなければならない。

(消耗品に関する料金の徴収)

第13条 申請者は、利用申請書（第1号様式（裏面））に規定する消耗品費用について、第7条第5項のとおり納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に認めた場合は、無料とすることができる。
- 3 申請者は、第1項に規定する費用について、理事長の指定する期日までに、理事長の指定する方法にて納付しなければならない。
- 4 既納の消耗品費用は、次の各号の場合を除き返還しない。

- (1) 本学の都合により貸付を解除した場合
- (2) 本学の都合により貸付の内容を変更した場合

(その他の費用に関する料金の徴収)

第14条 理事長は、第11条、第12条及び第13条に規定するものの他に費用が発生し

た場合には、申請者に対し、別に定める費用を請求することができる。

2 申請者は、第1項の費用について、理事長の指定する期日までに、理事長の指定する方法にて納付しなければならない。

3 既納のその他の費用は、次の各号の場合を除き返還しない。

(1) 本学の都合により貸付を解除した場合

(2) 本学の都合により貸付の内容を変更した場合

(事務)

第15条 センターに関する事務は、センターにおいて行う。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、医療デザイン研究センター運営会議の議を経て、センター長が行う。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項はセンター長が定める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年8月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（機器等の利用に関する料金）

機器	料金
(1) 三次元造形機貸付料	1時間 2,500円（税別） （1時間未満の端数は切り上げる。）
(2) CAD データ作成用ワークステーション貸付料	1時間 1,000円（税別） （1時間未満の端数は切り上げる。）

## 医療デザイン研究センター会議室利用申請書

年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 様

(申請者)

学外 ・ 学内 (所属 : )

所在地 :

氏 名 :



連絡先 :

e-mail :

下記のとおり、利用許可をお願いします。なお、利用にあたっては、利用規則を遵守します。また、万が一、施設、設備及び備品に損害を与えた場合は、速やかに医療デザイン研究センター長に報告し、故意又は重大な過失により損害を与えたときは、その損害を弁償します。

## 記

責任者 (本学の教職員) ※センター利用日時以外に利用する場合	所 属 : 氏 名 : 連絡先 : (内線 : )																
利用する会議室及び利用日時 ※センター利用日時以外に利用ができるのは、上記「責任者」が本学の教職員である場合のみです。	<input type="checkbox"/> 会議室 1 年 月 日 ( ) 合計 時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分																
	<input type="checkbox"/> 会議室 2 年 月 日 ( ) 合計 時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分																
※利用時間の1時間未満の端数は切り上げます。																	
利用目的	目的 : (受託研究・共同研究契約を締結している場合) 研究課題名 :																
利用人数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本会員</th> <th>賛助会員</th> <th>企業・団体 (会員以外・研究契約なし)</th> <th>企業・団体 (会員以外・研究契約なし)</th> <th>本学教職員</th> <th>本学学生</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本会員	賛助会員	企業・団体 (会員以外・研究契約なし)	企業・団体 (会員以外・研究契約なし)	本学教職員	本学学生	その他	合計								
本会員	賛助会員	企業・団体 (会員以外・研究契約なし)	企業・団体 (会員以外・研究契約なし)	本学教職員	本学学生	その他	合計										
備 考	No.																

提出先 : 医療デザイン研究センター 事務局 (西棟1階)

センター利用日時 9:00 ~ 17:30 (平日のみ・12月29日から翌年1月3日までの期間除く)

電話 : 052-853-8440 Fax : 052-853-8340 mail : mdrc@med.nagoya-cu.ac.jp

(注) 名古屋市暴力団排除条例第7条の規定により、暴力団の利益になると認められる利用に対して承認することはできません。また、承認後に暴力団の利益になると認められる使用であることが判明したときは、承認の取消し等を行います

医療デザイン研究センター三次元造形機利用申請書

年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 様

(申請者)

学外 ・ 学内 (所属 : )

所在地 :

氏 名 :



連絡先 :

e-mail :

下記のとおり、利用許可をお願いします。なお、利用にあたっては、利用規則を遵守します。また、万が一、施設、設備及び備品に損害を与えた場合は、速やかに医療デザイン研究センター長に報告し、故意又は重大な過失により損害を与えたときは、その損害を弁償します。

記

責任者 (本学の教職員) ※センター利用日時以外に利用する場合	所 属 : 氏 名 : 連絡先 : (内線 : )	
利用する施設設備及び利用日時 ※利用可能日時以外に利用ができるのは、上記「責任者」が本学の教職員である場合のみです。	<input type="checkbox"/> 三次元造形機を利用する	年 月 日 ( ) 合計 時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> CADデータ作成用ワークステーション	年 月 日 ( ) 合計 時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 消耗品	(裏面一覧のうち使用するものにチェックをしてください。)
	ウェットブラスト装置 ( 利用しない ・ 利用する )	
	<input type="checkbox"/> 三次元造形を依頼する	引き渡し希望日 年 月 日 ( ) <input type="checkbox"/> 消耗品 (裏面一覧のうち希望モデル材にチェックをしてください。)
	利用目的	目的 : (受託研究・共同研究契約を締結している場合) 研究課題名 :
備 考	No.	

提出先 : 医療デザイン研究センター 事務局 (西棟1階)

センター利用日時 9:00 ~ 17:30 (平日のみ・12月29日から翌年1月3日までの期間除く)

電話 : 052-853-8440 Fax : 052-853-8340 mail : mdrc@med.nagoya-cu.ac.jp

第1号様式（三次元造形）（裏面）

消耗品一覧

使用するモデル材、サポート材にチェックをしてください。数量は分かりましたら入力して下さい。

Objet500 Connex3 用モデル材

チェック	品番	詳細		品名	1gあたり 料金(税抜)	数量(g)
<input type="checkbox"/>	OBJ-03258	Vero シリーズ	硬質 白	Vero White Plus	38円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03204		硬質 青	Vero Blue	38円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03243		硬質 グレー	Vero Gray	38円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03286		硬質 黒	Vero Black Plus	38円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03296		硬質 シアン	Vero Cyan	40円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03299		硬質 マゼンタ	Vero Magenta	40円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03302		硬質 イエロー	Vero Yellow	40円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03247	透明 ・ 半透明	硬質 黄半透明	new FC 720	31円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03271		硬質 透明	Vero Clear	46円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03276		硬質 透明(医療用)	MED 610	47円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03308	PPライクアボリー		Endur RGD 450	46円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03256	高耐熱 白		Full Cure 525	51円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03224	ラバ ー ライク	半透明 ショア A27 相当	Tango Plus	45円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03210		グレー ショア A75 相当	Tango Gray	45円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03239		黒 ショア A61 相当	Tango Black	45円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03231		黒 ショア A27 相当	Tango Black Plus	45円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03259	ABS ライク	下記と併用	Full Cure 515	46円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03253		グリーン	Full Cure 535	51円	
<input type="checkbox"/>	OBJ-03293		アイボリー	Full Cure 531	51円	

Objet500 Connex3 用サポート材

チェック	品番	詳細	品名	1gあたり 料金(税抜)	数量(g)
<input type="checkbox"/>	OBJ-03200	サポート材	Full Cure 705 Resin Support	18円	

(モデル材・サポート材 料金 注意事項)

(1) 上記料金は平成26年11月1日現在のものであり、今後、価格変動等により変更する場合がありますため、参考価格としてご参照ください。料金には請求時に別途消費税が加算されます。

(2) 上記一覧以外に必要なものがある場合は、必ず1ヶ月前までに下記提出先にご連絡をお願いします。

(その他 注意事項)

(1) 三次元造形モデルデータ (STL形式・SLC形式) を元に、造形時間・見積もり金額を提

示するので、申請書提出の前には三次元造形モデルデータ (STL形式・SLC形式) をご提出下さい。

(2) サポート材除去は、対応いたしません。

(3) 名古屋市暴力団排除条例第7条の規定により、暴力団の利益になると認められる利用に対して承認することはできません。また、承認後に暴力団の利益になると認められる使用であることが判明したときは、承認の取消し等を行います

病院記入欄	三次元造形機・ 利用時間	年 月 日 ( ) 合計 時間
		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分



## 医療デザイン研究センター会議室利用許可書

年 月 日

所 属 :

氏 名 : 様

公立大学法人名古屋市立大学 理事長  
印

下記のとおり、会議室の利用を許可します。

記

利用する会議室及び利用日時	<input type="checkbox"/> 会議室 1	年 月 日 ( ) 合計 時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 会議室 2	年 月 日 ( ) 合計 時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
備 考	No.	

- ・ 利用の際に、本書を医療デザイン研究センターに提示して下さい。利用可能日時以外の場合は名古屋市立大学病院内防災センター（052-858-7504）に提示し、鍵の貸出を受けてください。
- ・ 入室・退室時には、必ず利用簿に所定事項を記入してください。
- ・ 理事長の許可印の無いものは無効とします。
- ・ 万が一、施設、設備及び備品に損害を与えた場合は、速やかにセンター長に報告して下さい。故意又は重大な過失により損害を与えたときは、その損害を弁償していただきます。

提出先：医療デザイン研究センター 事務局（西棟1階）

センター利用日時 9:00 ～ 17:30（平日のみ・12月29日から翌年1月3日までの期間除く）

電話：052-853-8440 Fax：052-853-8340 mail：mdrc@med.nagoya-cu.ac.jp

<b>医療デザイン研究センター三次元造形機利用許可書</b>						
年 月 日						
所 属：						
氏 名： 様						
公立大学法人名古屋市立大学 理事長 印						
下記のとおり、三次元造形機の利用を許可します。						
記						
三次元造形機の利用	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 ( )</td> <td style="text-align: center;">合計 時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前・午後 時 分</td> <td style="text-align: center;">～午前・午後 時 分</td> </tr> </table>		年 月 日 ( )	合計 時間	午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分
	年 月 日 ( )	合計 時間				
	午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分				
・CADデータ作成用 ワークステーション	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 ( )</td> <td style="text-align: center;">合計 時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前・午後 時 分</td> <td style="text-align: center;">～午前・午後 時 分</td> </tr> </table>	年 月 日 ( )	合計 時間	午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分	
年 月 日 ( )	合計 時間					
午前・午後 時 分	～午前・午後 時 分					
ウェットブラスト装置（ 許可する ・ 許可しない ） ※夜間の利用は許可しません。						
貸付料	円					
	内訳	三次元造形機使用料				
		ワークステーション使用料				
		消耗品料				
		消費税				
1 裏面記載の承認条件を遵守すること						
No.						

- ・ 利用の際に、本書を医療デザイン研究センターに提示して下さい。利用可能日時以外の場合は名古屋市立大学病院内防災センター（052-858-7504）に提示し、鍵の貸出を受けて下さい。
- ・ 入室・退室時には、必ず利用簿に所定事項を記入してください。
- ・ 理事長の許可印の無いものは無効とします。
- ・ 万が一、施設、設備及び備品に損害を与えた場合は、速やかにセンター長に報告して下さい。故意又は重大な過失により損害を与えたときは、その損害を弁償していただきます。

提出先：医療デザイン研究センター 事務局（西棟1階）

センター利用日時 9:00 ～ 17:30（平日のみ・12月29日から翌年1月3日までの期間除く）

電話：052-853-8440 Fax：052-853-8340 mail：mdrc@med.nagoya-cu.ac.jp

承認条件

- 第1 本承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、納付金額 \_\_\_\_\_ 円を別途発行する納入通知書により指定期日までに納付しなければならない。
- 第2 正当な理由なく貸付料の納付を遅延したときは、貸付料のほか納期限の翌日から納付の日までの期間について、公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号）第29条第1項に定める割合を乗じて計算した金額を支払うものとする。
- 第3 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 第4 使用者は、使用物件を表面に記載する貸付目的及び用途以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、本学理事長の承認を得た場合は、この限りではない。
- 第5 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 第6 次の各号のいずれかに該当するときは、本学理事長は本承認を取り消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても本学はその補償をしないものとする。
- (1) 公用又は公共用に供するため必要が生じた場合
  - (2) 使用者が承認条件に違反したと認められる場合
  - (3) 暴力団の利益になると認められる使用であることが判明した場合
- 第7 既納の貸付料は、返還しない。ただし、公用又は公共用に供するため承認を取り消した場合、又は本学理事長が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 第8 使用者は、承認を取り消された場合、又は貸付期間が満了した場合は、自己の費用により本学理事長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 第9 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を本学の承認を得て原状に回復したときは、この限りではない。
- 第10 使用者は、本学が行う使用物件の实地調査に協力しなければならない。
- 第11 使用者は、使用物件について経費を支出することがあっても、これを本学に請求することはできない。
- 第12 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに本学理事長に届け出なければならない。
- (1) 住所又は氏名（法人にあつては、所在地、名称又は代表者の氏名）を変更した場合
  - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷した場合
- 第13 貸付期間中に、使用者に相続又は合併があつたときは、承認を受けた地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 第14 本承認の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、双方協議のうえ、本学理事長が決定する。

